





乙第92号証

連絡記録票

電来伝 電話 訪言 その他	局長	部長	次長	課長	上席議員	上席議員	調査官
							
相手方の所属氏名		大和都市管財開 豊永社長 小倉総務部長 〇〇〇 弁理士 山之内公認会計士 豊永ナイスミドルスポーツ社長 菊田ベストライフ社長					
連絡応答者		金融第3課：山本課長、岸田、寺村					
連絡日時		平成 9年 7月 8日 午後 3： 50～6：30					
件名		大和都市管財開の申入れについて					
連絡又は応答要旨							
1. 立入検査について（今回の検査で関連会社の帳簿まで検査したごとについて）							
内容は、別添1のとおり。							
2. 那須グリーンコースの抵当証券販売（55億円）について							
内容は、別添2のとおり。							
（なお、山本課長は2.のみ出席）							

(当) 通常の検査である。通常、融資先については稟議書類等の決算書類で融資先の内容は判るが、当社の場合、融資先で関連会社でもあるが一切当社として徴求していないことから全体の資金繰りの確認のためにお願いした訳である。当方が一番言いたいのは購入者保護の問題である。

(社) バカな社長なら権力に怯えるが、私はそうではない。私は絶対に屈しない。新聞へのリーク問題があるこの時期に、元帳を見てコピーまで持ち帰ることが許されるのか。今回の検査も初めに処分ありきではないのか。手形商品について財務局が気にして、マスコミに書かせて潰そうということではないのか。この推測は8割以上当たっていると思う。今回の検査はかつて経験したことがないほど異常だ。

(当) 定例の検査である。

(社) 私のメンツにかけて闘う。公開質問状を出してでも明らかにしたい。

(当) そういう見方であればコメントできない。

(社) 社長の発言を要理すると、抵当証券会社の検査において、関連会社であり融資先でもある会社の重要な書類を見るについては、慎重な手続きをやっておかないといけない。手続きとして慎重さを欠いていたのではないのか。メモで指示されているが、メモを出す時には関連会社の承諾を得た上ですべきではなかったのか。

(当) 取締役伝えていたのだからということで、関連会社の承諾を得たのか、という確認をしていなかったのは事実だ。

今回の検査は、グループ全体の資金繰りをみるために依頼をしたものであり、顧客元帳も取締役でもある小倉部長の了解のもとにいただいたものである。

(●) コピーも取られているとのことだが、今後の対応としてはそのコピーは対外的には公的に使用しないというようにして頂きたい。

(当) 今回のお話があったので、コピーはすでに昨日お返ししている。

(社) 関連会社の帳簿は公的には検査対象としないということに願いたい。 コピーを別途取っているのであれば破棄して頂きたい。

(当) 主旨は判った。コピーはお返ししているが、再度確認して、残っているものがあるれば必ず破棄しておく。

(社) ●へのリークの問題、手形商品の問題などから先ほども言ったように、どうしても疑いたくなるが、今回の検査における関連会社の調査はつまり単純な発想か。
全体としての資金繰りをみるなら、残高証明を持って来いというだけで良いのではないか。 融資先の元帳まで見る必要があるのか。

(当) 提出資料の信憑性を確認するためである。

(社) 今日関連会社の2人の社長を同席させている。2人から今回のやり方の不満を聞いているので、直接話をして貰おうと思う。

(ナ) 検査で当社の元帳を見られていることは後で知った。今、D社に渡されたメモを見せてもらったが、当社にとってこのように大事な書類をこういうメモ1枚で持っていくことに疑問を感じる。融資の際にも見せたことのない元帳を持っていった。 だまされたとしか疑いようがない。 私は税務署の調査しか知らないが、資料を押収されたような感じだ。